

軽井沢町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車に乗車する時のヘルメットの着用を促進し、重大な事故を未然に防止するため、予算の範囲内において、自転車用ヘルメットの購入に要した費用に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

(1) 次のいずれにも該当する個人

ア 補助金の交付の対象となる自転車用ヘルメット（以下「対象ヘルメット」という。）を購入した日において町内に住所を有すること。

イ 当該者の属する世帯の全ての世帯員が、町税並びに水道料金及び下水道使用料（農業集落排水施設使用料含む。）を滞納していないこと。

ウ 自転車損害賠償責任保険等（自転車の運転により生じた他人の生命又は身体の損害を填補するための保険又は共済をいう。次号ウにおいて同じ。）に加入していること。

(2) 次のいずれにも該当する自転車貸付事業者（自転車貸付事業（自転車を利用しようとする者に対し、継続的に又は反復して自転車を貸し付けることをいう。以下この号及び第4条第2項第2号において同じ。）を行う者をいう。次条及び第4条において同じ。）

ア 対象ヘルメットを購入した日において継続して1年以上町内において自転車貸付事業を行っていること。

イ 町税並びに水道料金及び下水道使用料（農業集落排水施設使用料含む。）を滞納していないこと。

ウ 貸し付ける自転車の運転に係る自転車損害賠償責任保険等に加入していること。

エ 第5条第1項の規定による申請の日において自転車貸付事業を行っており、今後も自転車貸付事業を継続する意思があること。

オ 軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱（昭和51年輕井沢

町告示第4号)第15の規定による届出をしていること。

カ 令和7年3月31日までに第6条の規定による交付の決定を受けること。

(補助対象ヘルメット)

第3条 対象ヘルメットは、自転車に乗車する時に着用して頭部を保護する目的で製造された新品のヘルメットであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当するもの

ア 一般財団法人製品安全協会により安全基準に適合することが認証され、SGマークが表示されているもの

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟により安全基準に適合することが認証され、JCFマークが表示されているもの

ウ 欧州連合の欧州委員会により安全基準に適合することが認証され、CEマークが表示されているもの

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することが認証され、GSマークが表示されているもの

オ 米国消費者製品安全委員会により安全基準に適合することが認証され、CPSCマークが表示されているもの

カ その他前各号の規定による認証に類するものであると町長が認める認証がされ、その旨を表示するためのマーク等が付されたもの

(2) 令和6年1月1日(自転車貸付事業者にあつては、令和6年4月1日)以後に購入したもの

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、対象ヘルメットの購入に要した費用の額(消費税額及び地方消費税額を除く。)に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、次の各号に掲げる補助金の対象となる者の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 個人 2,000円

(2) 自転車貸付事業者 対象ヘルメット1個につき1,000円

2 補助金の交付の対象となる対象ヘルメットの個数は、次の各号に掲げ

る補助金の対象となる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 個人 1個

(2) 自転車貸付事業者 自転車貸付事業において貸し付けるために有する自転車1台（2以上の乗車装置を有する自転車及び当該自転車に取り付けて使用する幼児用座席にあっては、乗車装置又は幼児用座席1個）につき1個

3 補助金の交付の申請の回数は、一の個人又は自転車貸付事業者につき1回限りとする。

（交付申請等）

第5条 補助金の交付の対象となる者（その者が未成年者であるときは、その保護者）は、補助金の交付を受けようとするときは、対象ヘルメットを購入した日の属する年度（令和6年3月31日までの購入にあっては、その年度の翌年度）の3月31日までに、自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（別記様式）に次の各号に掲げる書類等を添付して、町長に提出するものとする。

(1) 対象ヘルメットの商品名、購入価格及び購入日並びに販売店名が記載された領収書その他支払をしたことを証する書類の写し

(2) 対象ヘルメットが第3条各号に規定する認証等がされているものであることが確認できるもの

(3) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付をするかどうかを決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

（協力）

第7条 町長は、前条の規定による交付の決定（次条において「交付決定」という。）を受けた者に対し、必要に応じて自転車用ヘルメットに関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

（交付決定の取消し又は返還）

第8条 町長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消し、又は期限を付して補助金の返還を求め

ることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年1月1日から適用する。